

広域振興局長

提出者 盛岡・紫波地区環境施設組合

住所 〒028-3615 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割123番地

氏名 管理者 矢巾町長 高橋 昌造

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

地球温暖化対策実施状況届出書

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第83条の規定により、地球温暖化対策の実施状況について、次のとおり届け出ます。

1. 事業者に関する事項

主たる工場又は事業場の名称	盛岡・紫波地区環境施設組合	*整理番号	
主たる工場又は事業場の所在地	岩手県紫波郡矢巾町大字西徳田第12地割168番地2	*受理年月日	年 月 日
エネルギー使用量	2,685 kl	*施設番号	
自動車の使用台数	台		
二酸化炭素の排出の状況	別紙のとおり。		
二酸化炭素の排出の抑制のための措置状況			
その他の地球温暖化の対策の実施状況			
変更年月日及び理由	年 月 日		
エネルギーの使用の合理化等に関する法律第19条第1項に定める連鎖化事業者	該当しない		

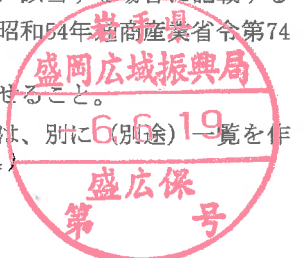
2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	エネルギーの使用量
盛岡・紫波地区環境施設組合 清掃センター	〒028-3603 岩手県紫波郡矢巾町大字西徳田第12地割168番地2	2,640 kℓ
盛岡・紫波地区環境施設組合 清掃センターふれあい館	〒028-3603 岩手県紫波郡矢巾町大字西徳田第12地割168番地2	24 kℓ
盛岡・紫波地区環境施設組合 一般廃棄物最終処分場	〒028-3604 岩手県紫波郡矢巾町大字東徳田第14地割39番	21 kℓ

備考1 *印の欄には、記載しないこと。

- エネルギー使用量の欄は県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則第39条第1項に規定する工場又は事業場に該当する場合に、自動車の使用台数の欄は同条第2項に該当する場合に記載すること。
- エネルギー使用量については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年産商産業省令第74号）第4条の方法により原油の数量へ換算した量を記載すること。
- 変更計画書の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧の記載欄が足りない場合には、別に6(別途)覧を作成の上、添付してください。

(A4)



別紙 その1 (工場又は事業者用)

1 温室効果ガスの排出状況

(1) エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量

エネルギーの種類		(5) 年度						E=B-D	二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)	前年度二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)	対前年度比二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)
		エネルギーの使用量			販売したエネルギー使用量						
		数値 A	単位	熱量(GJ) B	数値 C	単位	熱量(GJ) D				
化石燃料	原油(コンデンセートを除く)		kL			kL					
	原油のうちコンデンセート(NGL)		kL			kL					
	揮発油(ガソリン)	3.00	kL	100		kL	100	7	7	0	
	ナフサ		kL			kL					
	ジェット燃料		kL			kL					
	灯油	99.72	kL	3,640		kL	3,640	250	291	-42	
	軽油	18.17	kL	690		kL	690	48	52	-4	
	A重油		kL			kL					
	B・C重油		kL			kL					
	石油アスファルト		t			t					
	石油コークス		t			t					
	石油ガス	液化石油ガス(LPG)		t			t				
		石油系炭化水素ガス		千m ³			千m ³				
	可燃性天然ガス	液化天然ガス(LNG)		t			t				
		その他可燃性天然ガス		千m ³			千m ³				
	石炭	原料炭	輸入原料炭		t		t				
			コークス用原料炭		t		t				
		一般炭	吹込用原料炭		t		t				
			輸入一般炭		t		t				
			国産一般炭		t		t				
	輸入無煙炭		t		t						
	石炭コークス	2,544.18	t	73,781		t	73,781	8,089	8,451	-362	
	コールタール		t			t					
	コークス炉ガス		千m ³			千m ³					
	高炉ガス		千m ³			千m ³					
	発電用高炉ガス		千m ³			千m ³					
	転炉ガス		千m ³			千m ³					
その他の燃料	都市ガス		千m ³			千m ³					
	()										
非化石燃料	黒液		t			t					
	木材		t			t					
	木質廃材		t			t					
	バイオエタノール		kL			kL					
	バイオディーゼル		kL			kL					
	バイオガス		千m ³			千m ³					
	その他バイオマス		t			t					
	RDF		t			GJ/t					
	RPF		t			GJ/t					
	廃タイヤ		t			GJ/t					
	廃プラスチック(一般廃棄物)		t			GJ/t					
	廃プラスチック(産業廃棄物)		t			GJ/t					
	廃油		kL			GJ/kL					
	廃棄物ガス		千m ³			千m ³					
	混合廃材		t			t					
	水素		t			t					
	アンモニア		t			t					
その他燃料()											
小計①							78,212	8,393	8,801	-408	
熱	産業用蒸気		GJ			GJ					
	産業用以外の蒸気		GJ			GJ					
	温水		GJ			GJ					
	冷水		GJ			GJ					
	地熱		GJ			GJ					
	温泉熱		GJ			GJ					
	太陽熱		GJ			GJ					
	雪氷熱		GJ			GJ					
小計②											
電気	電気事業者①	2,991.95	千kWh	25,850		千kWh	25,850	1,427	1,181	246	
	電気事業者② ※複数契約している場合使用		千kWh			千kWh					
	自己託送(非燃料由来を除く)		千kWh			千kWh					
	自家発電	太陽光		千kWh			千kWh				
		水力		千kWh			千kWh				
	風力		千kWh			千kWh					

その他	千kWh	千kWh			
小計③			25,850	1,427	1,181
合計④=①+②+③			104,062	9,820	9,982
					246
					-162

(2) 原油換算エネルギー使用量 = (1) のエネルギー合計使用量 × 0.0258

原油換算エネルギー使用量	2,685	kL
--------------	-------	----

(3) 温室効果ガスの総排出量

区 分		温室効果ガスの排出量
二酸化炭素の排出量	エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	9,820 t-CO ₂
	上記以外の二酸化炭素	t-CO ₂
メタンの排出量		t-CO ₂
一酸化二窒素の排出量		t-CO ₂
ハイドロフルオロカーボンの排出量		t-CO ₂
パーフルオロカーボンの排出量		t-CO ₂
六ふっ化硫黄の排出量		t-CO ₂
三ふっ化窒素の排出量		t-CO ₂
合 計		9,820 t-CO ₂

- 備考1 原油換算量は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)第4条の方法により換算してください。
- 2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)の第3条の規定により算定してください。
- 3 エネルギーの使用量の欄には、県内に設置している工場又は事業所並びに店舗におけるエネルギー使用量の合計を記載してください。

別紙 その2

1 地球温暖化対策計画の達成状況

【目標値の達成状況(進捗状況)】

- ①当事業所の地球温暖化対策計画では、全体の二酸化炭素削減を2024年度までに2021年度比3%減の8280.211t-CO₂を削減目標と設定して取り組んだが、計画年度2年目となる2023年度は9,820t-CO₂/年となり2022年度と比較して-162t-CO₂/年となり、率にして1.6%の減となった。しかし対策計画の目標達成まで、あと15.6%削減する必要がある。
- ②電気使用起源の二酸化炭素削減目標は2024年度までに2021年度比5%削減の969.38t-CO₂と設定して取り組んだが、計画年度2年目となる2023年度は1,427t-CO₂/年となり、2022年度と比較して246t-CO₂/年となり、率にして20.8%の増となった。目標達成まで、あと32.1%削減する必要がある。
- ③焼却に伴う燃料等起源の二酸化炭素削減目標は2024年度までに2021年度比3%削減の7290.423t-CO₂と設定して取り組んだが、計画年度2年目となる2023年度は8,393t-CO₂/年となり、2022年度と比較して-408t-CO₂/年となり、率にして4.6%の減となった。しかし対策計画の目標達成まで、あと13.1%削減する必要がある。

【具体的な取組状況】

- ①電気・・・以下の方法により使用量約5%の削減目標
 - ・冷暖房の適正な温度管理(冷房28℃程度、暖房20℃程度の設定)を徹底した。
 - ・昼休み時は消灯し、外光による明かりを活用した。
 - ・勤務時間外の消灯チェックなど照明のこまめな消灯を行った。
 - ・ごみ焼却施設で得られる蒸気エネルギーでのごみ発電を計画的に行い、一般電気事業者の供給による電気量の軽減化を図ったが、ごみ量が昨年度比較で5.6%減したことにより得られる蒸気エネルギー量の減により発電量が減少した。今年度以降もごみ発電を計画的に行い電気量の軽減化を図る。
 - ・各処理施設で設備内機器を更新する際は、省エネ機器を積極的に導入した。
- ②ごみ焼却施設の稼働に伴う各燃料等・・・以下の方法により使用量約3%の削減目標
 - ・焼却不適ごみの搬入防止を搬入検査を行うことにより防止し、ごみ焼却施設で使用するエネルギー使用量の削減をした。
 - ・計画的な施設の稼働により、燃料使用量の削減に務めたが、燃やせるごみの搬入量減少による焼却カロリーの減、施設の経年劣化により焼却単位が増加したため、その部分については計画的に修繕を行い焼却単位の減を図る。

備考 計画書に記載した各種取組の進捗・達成状況について記載してください

2 その他の地球温暖化の対策の実施状況

- ・コピー用紙は再生紙とし、複数ページの場合は基本的には両面コピーとする。また、重要文書以外のミスコピーは捨てるのではなく、リサイクルもしくは裏紙として利用した他、コピー用紙使用量を月別に把握し、削減に努めた。
- ・組合関係市町と連携して、ごみの3R推進運動を行った。
- ・ごみの排出量の低減及びリサイクルがごみの搬入量及び焼却量の低減となり、当組合のCO₂発生量を低減させるため3R体験ツアーを行った。